

四日市市告示第127号

四日市市帯状疱疹ワクチン接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

令和7年3月26日

四日市市長 森 智広

四日市市帯状疱疹ワクチン接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市帯状疱疹ワクチン接種費用補助金交付要綱（令和6年四日市市告示第198号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（対象予防接種） 第3条 補助金の交付の対象となる任意予防接種の対象者は、任意予防接種を受ける日において50歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、規則第4条に規定する補助券を医療機関等に提出し前条に規定するいずれかのワクチン接種を受けたことがある者、<u>規則第6条の規定により前条に規定するいずれかのワクチン接種に要する費用について補助金の交付を受けたことがある者又は予防接種法第5条の規定に基づき前条に規定するいずれかのワクチン接種を受けた者を除く。</u> （1）及び（2） （略）	（対象予防接種） 第3条 補助金の交付の対象となる任意予防接種の対象者は、任意予防接種を受ける日において50歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、規則第4条に規定する補助券を医療機関等に提出し前条に規定するいずれかのワクチン接種を受けたことがある者又は規則第6条の規定により前条に規定するいずれかのワクチン接種に要する費用について補助金の交付を受けたことがある者を除く。 （1）及び（2） （略）

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（健康福祉部健康づくり課）